

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成22年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成22年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
 (2) 配当所得

	平成16年1月～18年4月	平成18年5月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	7%（注1）		
確定申告不要制度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等）	総合課税		
源泉徴収税率	20%		
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円 （年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税		
源泉徴収税率	15%（注2）		

（注1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要

（注2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
 (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
 (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
 (6) 退職所得
 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」… (略)
 ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
 (7) 報酬・料金等
 イ 居住者に対して支払われるもの
 (イ) 原稿料等（所得税法第204条1項1号）
 弁護士、税理士等（同条1項2号）
 職業野球選手、騎手等（同条1項4号）
 芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）
 契約金（同条1項7号）
 1回の支払金額100万円までの部分 10%
 " 100万円超の部分 20%
 (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）= 1回の支払金額1万円超の部分
 職業拳闘家（同条1項4号）= 1回の支払金額5万円超の部分
 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）= 月中の支払金額12万円超の部分
 バー、キャバレーのホステス等（同条1項6号、措置法第41条の20）
 =（5千円×計算期間の日数）を超える部分
 広告宣伝の賞金（同条1項8号）= 1回の支払金額50万円超の部分 10%
 (ハ) 診療報酬（同条1項3号）= 月分の支払金額20万円超の部分 10%
 (ニ) 公的年金等（所得税法第203条の2）=（公的年金等の支給額）-（控除額）
 A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5%
 B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%
 (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）
 =（支払う年金の額-その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの 10%
 ロ 内国法人に対して支払われるもの
 ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第174条第10号）
 =（賞金の額の20%+60万円）を超える部分 10%